

聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月14日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第19号

聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年聖籠町規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

11 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
12 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

別表第4の11の項及び12の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。